

安全管理規程に係るガイドライン

平成18年4月28日

運輸安全マネジメント態勢構築に係る

ガイドライン等検討会

目次

はじめに

1. 安全管理規程に係るガイドラインの位置付け
2. 安全マネジメント態勢の意義と目的
3. ガイドラインの適用範囲
4. 用語の定義
5. 安全管理規程の記載事項
 - (1) 経営トップのコミットメント
 - (2) 経営トップの責務
 - (3) 安全方針等
 - (4) 安全統括管理者
 - (5) 要員の責任・権限
 - (6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保
 - (7) 事故等に関する情報の報告等
 - (8) 重大な事故等への対応
 - (9) 関係法令等の遵守の確保
 - (10) 安全マネジメント態勢を維持するために必要な教育・訓練等
 - (11) 内部監査
 - (12) 見直しと継続的改善
 - (13) 文書の作成及び管理
 - (14) 記録の作成及び維持
6. 安全マネジメント態勢の構築に向けての考え方

おわりに

(資料) 運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会委員名簿

はじめに

安全は公共交通機関の最も基本的なサービスであり、公共交通機関に対する国民の信頼の根本を成すものである。

しかしながら、鉄道では、昨年4月25日にはJR福知山線における死者107名、負傷者549名という未曾有の大惨事や、有人踏切において列車接近中に遮断機を上昇させて通行者が亡くなるという事故等が発生し、また、昨年来、航空分野においても、我が国航空運送事業者における管制指示違反、不適切な整備の実施等々、数多くのトラブルが発生しており、さらに、陸上交通分野や海運分野においても様々な事故・トラブルが多発している。

これらの事象は、多くの場合において、共通する因子としてヒューマンエラーとの関連が指摘されており、なぜそのようなエラー・不注意を招いたのか、その背後関係を調べることも重要であるため、国土交通省では「公共機関に係るヒューマンエラー事故防止対策検討委員会」を設置し、各交通モードを横断的に、ヒューマンエラー発生メカニズムを検証し、昨年8月に中間とりまとめが、本年3月には最終とりまとめがおこなわれたところである。

これらの「とりまとめ」においては、運輸事業者の経営トップから現場までが一丸となり安全マネジメント態勢を構築することと、その安全マネジメント態勢の実施状況を国が確認する「安全マネジメント評価」の仕組みを導入することなど、新たな具体的な方向性が示されたところである。

国土交通省においては、この新たな方向性を踏まえて、運輸事業者の安全マネジメント態勢の構築のための法案の提出を行うとともに、国による安全マネジメント評価の実施に向けた諸準備を進めているところである。

更に、運輸事業者が構築した安全マネジメント態勢を記載する安全管理規程に係るガイドライン等の検討を行うため、昨年12月に、学識経験者、関係事業者等から構成する「運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会」を設置し、各交通モード共通に、安全管理規程の記載事項について、4回にわたり議論を行い、今般、本ガイドラインをとりまとめた。

1. 安全管理規程に係るガイドラインの位置付け

- (1) 本ガイドラインは、安全マネジメント態勢の構築に際し、各事業法の規定に基づき事業者が作成する安全管理規程に記載する項目と、その考え方を示すものである。
- (2) 本ガイドラインを基に、各交通モードの担当局において、各項目における具体的な取組の深度等、各交通モードの業態に応じた具体的な検討を進め、各事業法の関係省令、通達等の制定を行うこととなる。

2. 安全マネジメント態勢の構築の意義と目的

事業者における輸送の安全の確保の取り組みを活性化させ、より効果的なものとするためには、経営トップによる明確な安全方針の設定をはじめとしたコミュニケーションの実現、法令遵守及び安全最優先意識の徹底、内部監査の実施、「事故の芽」情報の明確化等と効果的な対応の実現、安全マネジメント態勢の見直し等の、PDCA サイクル(輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善のサイクル (Plan Do Check Act)) を明示し、これをベースとした安全マネジメント態勢の構築が必要である。

また、安全マネジメント態勢を構築する際には、事業者が安全マネジメント態勢のコンセプトを理解し信頼すること、安全マネジメント態勢に係る要員に適切な教育・訓練を行うこと、過剰な文書・記録作成を排除すること、事業者の事業形態及び事業規模に相応しい取り組みを行えるような態勢とすることが必要である。

このように、安全マネジメント態勢に組み込まれるPDCAサイクルが適切に機能することによるスパイラルアップの結果として、事業者内部に安全風土、安全文化が構築され定着し、関係法令等の遵守と安全最優先の原則の徹底がされていくものである。

本ガイドラインは、事業者が作成し、実施する安全管理規程について、当該事業者の安全マネジメント態勢に係る記載事項に関し、準拠すべき事項等を定めることにより、次に掲げる事項の実現を図るものである。

- (1) 適切な安全マネジメント態勢の自律的・継続的な実現と見直し・改善
- (2) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則の事業者内部の全要員への徹底及び実現のための不断の動機付け
- (3) 事業者内部における安全風土・安全文化の構築・定着

3. ガイドラインの適用範囲

- (1) 本ガイドラインは、事業者の経営管理部門が行う当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務に適用する。
- (2) 本ガイドラインの適用にあたって、事業者は、次に掲げる事項を明らかにする必要がある。
 - ① 経営管理部門の範囲
 - ② 経営管理部門が行う当該事業の輸送の安全を確保するための管理業務の実施対象となる範囲（必要に応じ、外部委託先を含む。）

4. 用語の定義

- (1) 安全マネジメント態勢：経営管理部門により、事業者内部で行われる安全管理が、あるべき手順及び方法に沿って確立され、実施され、維持される状態
- (2) 経営トップ：事業者において、最高位で指揮し、管理する個人又はグループ
- (3) コミットメント：意思決定の過程において、リーダーシップを発揮して主体的に関与すること、及びその状態
- (4) 現業実施部門：輸送の安全に係る運行、運航、整備等輸送サービスの実施に直接携わる部門
- (5) 経営管理部門：現業実施部門を管理する責任・権限を持つ部門（経営トップを含む。）
- (6) 安全方針：経営トップのコミットメントを通じて設定された、輸送の安全を確保するための事業者の全体的な意図及び方向性
- (7) 安全重点施策：安全方針に沿って追求し、達成を目指すための具体的施策
- (8) 安全統括管理者：安全関係法令により選任することとされている、輸送の安全を確保するための管理業務を統括管理する者
- (9) 確実にする：実現できる状況又は実現できる仕組みを作り、実施できるようにする行為（具体的な指示をすることを含む。）
- (10) コミュニケーション：情報を双方向又は多方向で伝え合う行為
- (11) リスク情報：事故等につながるおそれのある潜在的な輸送安全上の課題に関する情報
- (12) 見直し：安全マネジメント態勢が適切に機能していることを判定するために行う行為
- (13) 継続的改善：「見直し」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全マネジメント態勢の課題等についてどのように

- 措置するかを決め、是正措置又は予防措置を行う行為
- (14) 是正措置：明らかとなった課題等を是正する措置であって、再発を防止するために、その課題等の様態に見合った、原因を除去するための措置
 - (15) 予防措置：潜在的課題等の発生等を予防する措置であって、その課題等の様態に見合った潜在的課題等の原因を除去する措置
 - (16) 関係法令等：当該事業に係る輸送の安全に関する法令（関係法令）、及び関係法令に沿って事業者が必要と判断し自ら定めた社内ルール（事業者ルール）

5. 安全管理規程の記載事項

(1) 経営トップのコミットメント

輸送の安全の確保のため、経営トップは次に掲げる事項について、コミット（主体的に関与）し、事業者組織全体の安全マネジメント態勢を適切に運営する。

- ①関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。
- ②安全方針を設定する。
- ③安全重点施策を策定することを確実にする。
- ④重大な事故等への対応を実施することを確実にする。
- ⑤安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、かつ、輸送の安全を確保するために必要な要員、情報、輸送施設等（車両、船舶、航空機及び施設をいう。）が使用できることを確実にする。
- ⑥安全マネジメント態勢の見直しをする。

(2) 経営トップの責務

経営トップは、そのリーダーシップにより、「(1) 経営トップのコミットメント」とあいまって、確固たる安全マネジメント態勢の実現を図るため、(3) 以下に掲げる内容について、経営管理部門により実施されることを確実にする。

経営トップがその責務を的確に果たすことにより、このガイドラインの各項目の的確な実施を図り、安全マネジメント態勢を適切に機能させる。

(3) 安全方針等

1) 安全方針

- ①事業者の輸送の安全の確保に関する基本理念として、経営トップは、安全管理にかかわる事業者の全体的な意図及び方向性を明確に示した安全方針を設定し、事業者内部へ周知する。

②安全方針には輸送の安全の確保を的確に図るために、少なくとも次に掲げる事項を明記する。

(ア) 関係法令等の遵守と安全最優先の原則

(イ) 安全マネジメント態勢の継続的改善等の実施

③安全方針は、その内容について効果的・具体的な実現を図るため、経営トップの率先垂範により、周知を容易かつ効果的に行う。

また、要員にその内容を理解させ、認知させるように、できるだけ簡明なものとするよう配慮する。

④安全方針は、必要に応じて見直しを行う。

2) 安全重点施策

①安全方針に沿って、具体的な施策を実施するため、安全重点施策を策定し、実施する。

②安全重点施策は、それを必要とする部門や組織の階層グループごとに策定し、その達成度が把握できるような実践的かつ具体的なものとする。

③安全重点施策は、安全重点施策を実施するための責任者、手段、日程等を含むものとする。

④安全重点施策を、少なくとも1年毎に、進捗状況を把握するなどして見直しを行う。

(4) 安全統括管理者

1) 関係法令に従い、安全統括管理者を選任する。

2) 経営トップのリーダーシップの発揮、安全マネジメント態勢の適切な運営、事業者内の安全最優先意識の徹底を実効的とする観点から、安全統括管理者には、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。

①安全マネジメント態勢に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持する。

②安全マネジメント態勢の課題又は問題点を的確に把握する立場として、安全重点施策の進捗状況、情報伝達及びコミュニケーションの確保、事故等に関する情報の報告、是正措置及び予防措置の実施状況等、安全マネジメント態勢の実施状況及び改善の必要性の有無を経営トップへ報告する。

③関係法令等の遵守と安全最優先の原則を事業者内部へ徹底する。

(5) 要員の責任・権限

1) 安全マネジメント態勢を適切に確立し、実施し、維持するために必要な要員の責任・権限を定め、事業者内部へ周知する。

2) 「責任・権限」として、安全マネジメント態勢の運営上、必要な責任と権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員には与える必要がある。

(6) 情報伝達及びコミュニケーションの確保

- 1) 経営トップをはじめ経営管理部門は、関係法令等の遵守及び安全最優先の原則の重要性を、深く自覚するとともに、事業者内部へ徹底する。
- 2) 事業者内部に、以下の輸送の安全の確保に係る的確な情報伝達及びコミュニケーションを実現する。
 - ① 経営管理部門（経営トップを含む。）と現業実施部門との双方向コミュニケーションとして、トップダウンの一方向のコミュニケーションだけでなく、現場の顕在的課題・潜在的課題等が現場から経営管理部門に対してボトムアップされるコミュニケーションを確保する。
 - ② 関係する部門間の情報の偏在、欠落等に起因する輸送の安全の確保に関するトラブル等を防止するため、事業者内部において縦断的、横断的に輸送の安全の確保に必要な情報を共有する。
- 3) 関係法令等に従い、事業者において輸送の安全を確保するために講じた措置、講じようとする措置等の輸送の安全にかかわる情報を外部に対して公表する。また、必要に応じて、利用者に対し、利用者の不適切な行動が輸送の安全の確保に影響を与えるおそれがあることを伝える。
- 4) さらに、事業者の管理実態等を踏まえ、必要に応じ、次に掲げるような措置を講ずることが適切である。
 - ① 輸送の安全の確保に関する情報のデータベース化とそれに対する容易なアクセス手段の確保
 - ② 経営トップ等への目安箱等のヘルプラインの設置（上記2）①に掲げるコミュニケーションとは別ルートでの確保）

(7) 事故等に関する情報の報告等

- 1) 輸送の安全を確保するため、事故等に関する情報（不具合情報、リスク（輸送の安全上の潜在的課題）情報等を含む。）を明確にし、それらを経営トップまで適時適切に報告する。
- 2) 事故等に関する情報を明確にするために、現業実施部門からの情報収集に加え、経営トップのコミットメントにより、得られた報告を分類して整理し、現業実施部門における類似事例を明確にすること等により、輸送の現場におけるリスクを明確にする。
- 3) 経営トップを含む経営管理部門は、1) 2) により把握した事故等に関する情報について、適切にその対応措置を講じる。

その際、輸送安全上のリスクとその課題が顕在化した場合の被害規模、被害程度の評価を含め実施するものとする。
- 4) 必要に応じ、事故、トラブルの再発防止の観点から、組織・個人を問わず、各種エラーや「事故の芽」となりうる事象やその対応措置について、これらが確実に報告されるシステム構築に向けた環境整備を図る。

- 5) さらに、不具合情報、リスク情報を明確にし、その対応措置を適切に講じるため、当該事業者における対応措置のみならず、他の事業者や他のモードにおける事例を的確に活用する。

(8) 重大な事故等への対応

- 1) 事業者全体として対応しなければならないような程度・規模の重大な事故等（通常の事故等の対応措置では対処できない事故等）が発生した場合に備え、必要に応じて（5）で定めた責任・権限を超えて適切かつ柔軟に必要な措置が講じることができるよう、その責任者を定め、事故等の応急措置及び復旧措置の実施、事故等の原因、被害等に関する調査及び分析等に係る責任・権限等必要な事項を明らかにし、事業者内部へ周知する。
- 2) 通常の事故等の対応措置では対処できない事故等を対象としていることを踏まえ、責任・権限の具体的な決定や適用に当たっては、いたずらに複雑かつ緻密な手順とならないようにする。
- 3) 必要な措置を実効的なものとするため、事業者の事業規模、事業内容に応じ、適当な想定シナリオを作成し、必要に応じ、訓練を行うことが適切である。
- 4) 重大な事故等の発生時には、事故等発生速報を関係する要員に伝達するとともに、適宜、事故等の内容、事故等の原因、再発防止策などを伝達し、全組織で迅速かつ的確な対応を図る。

(9) 関係法令等の遵守の確保

次に掲げるような輸送の安全を確保する上で必要な事項に関し、関係法令等の規定を遵守する。

- ①輸送に従事する要員の確保
- ②輸送施設の確保及び作業環境の整備
- ③安全な輸送サービスの実施及びその監視
- ④事故等への対応
- ⑤事故等の再発防止措置及び予防措置

(10) 安全マネジメント態勢を維持するために必要な教育・訓練等

- 1) 安全マネジメント態勢の確立、実施、維持に直接従事する要員、即ち、経営トップ、安全統括管理者等経営管理部門で安全管理に従事する者（各部門の責任者及びその補助者等）及び内部監査を担当する者に対して、安全マネジメント態勢のコンセプトを理解させるため、次に掲げるような事項に関し必要な教育・訓練を実施し、また、必要な情報等を確保する。

- ①本ガイドラインの内容

②安全管理規程の記載内容

③関係法令等

2) 教育・訓練の内容は、安全マネジメント態勢の運営に必要とされるもので、要員が理解しやすい具体的なものとする。

3) 事業者の全要員に対し、「世界で最も安全な公共交通機関を目指す」などの高い目標設定の下、自らの職業に自尊心を持つことができるようにすることが重要であり、次の事項に適切に取り組むこととする。

①要員の必要な能力の習得及び獲得した技能の維持のための教育・訓練・研修プロセスを確立する。

②「事故」体験を共有する。

(11) 内部監査

1) 安全マネジメント態勢が、適切に確立され、実施され、維持され、機能していることを確認するため、内部監査を実施する。

2) 内部監査は、少なくとも1年毎に実施する。さらに、重大事故等が発生した際は適宜必要な内部監査を実施する。

3) 内部監査の実施に当たっては、内部監査を受ける部門の業務に従事していない者が監査を実施するなど、監査の客観性が確保できるようにする。

4) 内部監査を効果的に実施するため、内部監査を担当する者には、内部監査の方法等について、必要な教育・訓練を実施する。

5) 内部監査の実施に当たっては、経営トップ等がその重要性を事業者内部へ周知徹底する等の支援を行うものとする。

(12) 見直しと継続的改善

1) 見直し（経営トップがコミットする安全管理業務のレビュー）

①安全マネジメント態勢の機能全般に関し、少なくとも1年毎に見直しする。さらに、重大事故等が発生した際は適宜実施する。

②見直しの際には、安全マネジメント態勢の実施状況を確認し、安全マネジメント態勢の改善の必要性と実施時期について評価を行う。

③見直しの具体的な実施体制、方法は、事業者の安全管理の実態に見合ったものとする。

2) 継続的改善

①安全マネジメント態勢が適切に機能するように継続的に改善措置を行う。

②継続的改善を行う際には、これまでに述べた措置（(3)～(12)）の結果等から明らかになった課題等について、必要な是正措置及び予防措置を講じる。

(13) 文書の作成及び管理

1) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために、次に掲げる文書を作成し、適切に管理する。

①安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、基本となる必要な手順を規定した文書

(ア) 文書管理手順：文書の承認、発行、改訂等を定めた文書

(イ) 記録管理手順：記録の分類、保管、廃棄等を定めた文書

(ウ) 事故等情報報告手順：事故等の報告の手順を定めた文書 ((7) 関係)

(エ) 重大事故等対応手順：重大な事故等の対応の手順を定めた文書 ((8) 関係)

(オ) 内部監査手順：内部監査の手順を定めた文書 ((11) 関係)

(カ) 是正及び予防に関する手順：是正措置及び予防措置を決定するための手順を定めた文書 ((12) 2) ②関係)

②関係法令等により作成を義務付けられている文書

③その他安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、事業者が必要と判断した文書

なお、適切な文書化を行うことの狙いは、以下のとおりである。

① 安全マネジメント態勢の運営上必要な業務内容が明らかとなる。

② その内容が必要とされる要員に理解されることとなる。

③ ①②により、必要な手順が確実な再現性を伴って実施される。

④ 当該業務に関し、内外の評価が容易となる。

2) 文書は、文書の様式、書式、形態（電子媒体を含む。）等を含め、文書化すべき文書の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の文書化の狙いを踏まえ実効性のある文書管理を行うために適切と判断したものとする。

過剰、複雑な文書化は、却って文書管理の効率を損なうこととなることから、既存文書をできる限り活用するとともに、過剰に文書を作成しないよう留意することとし、また、必要に応じ、フローチャート、図、表等を活用する等文書内容を簡明化する。

(14) 記録の作成及び維持

1) 安全マネジメント態勢の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し、適切に維持する。

①安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、基本となる記録

(ア) 安全統括管理者から経営トップへの報告内容に関する記録 ((4) 2) 関係)

(イ) 事故等に関する情報の報告内容に関する記録 ((7) 関係)

- (ウ) 安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持するために必要な教育・訓練に関する記録 ((10) 関係)
 - (エ) 内部監査の実施に関する記録 ((11) 関係)
 - (オ) 見直しに関する記録 ((12) 1) 関係)
 - (カ) 是正措置及び予防措置に関する記録 ((12) 2) ②関係)
- ②関係法令等により作成を義務付けられている記録
- ③その他安全マネジメント態勢を確立し、実施し、維持する上で、事業者が必要と判断した記録

なお、適切な記録を行うことの狙いは、以下のとおりである。

- ① 安全マネジメント態勢の実施結果が明確になり、内外に達成状況を示すことができる。
- ② ①により、その実施結果の評価や「継続的改善等」が可能となる。
- ③ データとして蓄積され、業務の一層の効率化が図られる。

2) 記録は、記録の様式、書式、形態(電子媒体を含む。)等を含め、作成・維持すべき記録の範囲、程度、詳細さは、事業者が1)の記録を行うことの狙いを踏まえ、事業者が実効性のある記録管理を行うために適切と判断したものとする。

さらに、過剰、複雑な記録化は、却って記録管理の効率を損なうこととなるから、既存の記録をできる限り活用するとともに、過剰に記録を作成しないよう留意し、また、記録は読みやすく、容易に識別かつ検索可能なものとする。

6. 安全マネジメント態勢の構築に向けての考え方

本委員会においては、各委員の忌憚ない意見と協力により、4回にわたって検討を行い、今般、事業者において安全マネジメント態勢を構築するための安全管理規程に係る本ガイドラインをとりまとめることができた。

とりまとめに当たっては、事業者が安全マネジメント態勢を構築するにあたり、その円滑な導入を図り、かつ、その効果を実効性あるものとするため、次に掲げる考え方に基づき作成したものである。

- ①事業者の自主性が最大限発揮できるようなものとする。
- ②文書化、記録化の新たな義務付けは必要最小限とする。事業者が現有している文書等を可能な限り活用できるものとする。
- ③事業者が、その事業形態、事業規模等に相応しい取組ができるようなものとする。

今後、国土交通省において、改正事業法の施行に向け、本ガイドラインをベースとして、各交通モードの業態に応じた具体的な省令立案・通達作成、そして法の施行・運用を行っていくことになるが、上記取りまとめに当たっての考え方を踏まえて行うことが必要である。

また、本ガイドラインは、全輸送モード共通となる事項を定めたものであることから、今後の具体的な省令立案・通達作成等の検討に当たっては、1.の本ガイドラインの性格及び以下の点に留意し、各輸送モード毎にその検討を進めていくことが適当である。

(1) 鉄道分野

- ・ 運転管理をはじめ、安全管理規程の他の部分との整合性
- ・ 安全統括管理者と運転管理者及び乗務員の指導を管理する者との関係 等

(2) 自動車分野

- ・ 安全管理規程の作成義務付け対象事業者以外の事業者に対するマネジメント態勢の構築のあり方 等

(3) 海運分野

- ・ 国際条約に基づくISMコードの適用との整合性
- ・ 小規模事業者の安全マネジメント態勢の構築のあり方 等

(4) 航空分野

- ・ 現在、ICAOにおいて導入に向けた検討が進んでいるSMSの適用との整合性
- ・ 既存の運航規程、整備規程との関係の整理 等

おわりに

最後に、安全マネジメント態勢の構築については、改正法の施行に向け、関係各位において関係事業者への周知及び構築のための支援・助言に努めるとともに、関係事業者においても、安全マネジメント態勢のコンセプトの理解とそれへの信頼を深め、その構築に向けた積極的な取り組みを進めることが肝要であり、安全管理規程制度の円滑な導入に向け、関係各位の一層の努力等を期待したい。

運輸安全マネジメント態勢構築に係るガイドライン等検討会

委員名簿

(民間有識者)

座長	杉山 武彦	国立大学法人一橋大学長
委員	石井 健児	(社)全日本トラック協会理事長
〃	伊東 弘之	(社)全国乗用自動車連合会理事長
〃	大前 傑	全日本空輸(株)代表取締役副社長
〃	鍛地 楯生	(財)日本海事協会常務理事
〃	十亀 洋	(財)航空輸送技術研究センター常務理事
〃	高 巖	麗澤大学国際経済学部教授 兼企業倫理研究センター長
〃	高松勝三郎	(社)日本旅客船協会 海務部会安全対策検討委員会委員長
〃	中條 武志	中央大学理工学部教授
〃	中西 基員	日本内航海運組合総連合会理事長
〃	西村 泰彦	(社)日本バス協会理事長
〃	野杵 秀典	(社)日本民営鉄道協会技術委員会副委員長
〃	橋口 誠之	東日本旅客鉄道(株) 代表取締役副社長(鉄道事業本部長)
〃	松本 武徳	(株)日本航空顧問 (前(株)日本航空常務取締役)

(国土交通省)

委員	杉山 篤史	政策統括官
〃	三谷 泰久	総合政策局技術安全課長
〃	北野 忠美	総合政策局総務課交通安全対策室長 (前 総合政策局参事官(交通安全担当))
〃	河合 篤	鉄道局安全監理官 (前 鉄道局技術企画課安全対策室長)
〃	田端 浩	自動車交通局旅客課長
〃	奈良平博史	自動車交通局貨物課長
〃	岡田 光彦	海事局国内旅客課長
〃	長谷川伸一	海事局国内貨物課長
〃	澤山 健一	海事局検査測度課長
〃	宮下 徹	航空局技術部運航課長
〃	大島啓太郎	大臣官房運輸安全監理官 (前 政策統括官付政策調整官)